

2026年度（CBT用）

練習問題・解答ポイント・正解

銀行取引関連法

インサイダー取引規制
業務上横領罪
背任罪

※2026年3月9日公告のとおり、2026年度に実施される法務3級は、「銀行取引関連法」分野の「手形法・小切手法」に代えて「証券取引」や「金融犯罪」等に関連する項目を新設します。

この追加情報は過去に出題のない上記項目について、2025年10月受験用の問題解説集をお持ちの方が、2026年4月27日以降に「CBT法務3級」を受験する際の一助となるよう、2026年度受験用が発刊されるまで、練習問題として掲載するものです。

銀行取引関連法

問一

インサイダー取引規制



インサイダー取引規制に関する記述について、正しいものは次のうちどれですか。

- (1) 上場会社と融資取引のある銀行は、当該上場会社の「会社関係者」に該当し、インサイダー取引規制の対象となる。
- (2) 上場会社の役員であった者が役員を退任して3カ月経過すると、会社関係者としてのインサイダー取引規制を受けなくなる。
- (3) 上場会社の未公表の重要事実を知ってその株式の売買を行った場合でも、利益の額が10万円未満の少額であるときは、インサイダー取引規制は適用されない。
- (4) 上場会社の運営、業務または財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすものは、公表された後になってもインサイダー取引規制の対象となる「重要事実」に当たる。
- (5) 会社が過去に行うことを決定しその旨を公表した事項について、後日になってこれを行わないと決定したとき、後日の決定は、インサイダー取引規制の対象となる「重要事実」に当たらない。

解答ポイント&正解

上場会社等と契約を締結している者または締結の交渉をしている者が、当該契約の締結もしくはその交渉または履行に関し知ったときは、インサイダー取引規制の対象となる会社関係者に該当し（金融商品取引法166条1項4号）、融資契約に係る取引銀行は「上場会社等と契約を締結している者」に当たると解されている。したがって、(1)は正しく、これが本問の正解である。

インサイダー取引規制において、会社関係者が会社関係者でなくなってから1年以内の者も規制対象者となる（金融商品取引法166条1項）。したがっ

て、(2)は誤りである。

インサイダー取引規制において、その利益の額が少額である場合に適用されないとか、損失が出た場合に適用除外となるというルールは存在しない。したがって、(3)は誤りである。

金融商品取引法166条2項1号ないし3号に掲げるもの以外に、「当該上場会社等の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの」も重要事実該当し、インサイダー取引規制の対象となるが(同法166条2項4号)、公表後は対象とならない。したがって、(4)は誤りである。

インサイダー取引規制上の重要事実とは、会社の業務執行機関が行うことを決定したことだけでなく、過去に行うことを決定しその旨を公表したことについて、これを行わないと決定したことも該当する(金融商品取引法166条2項1号)。したがって、(5)は誤りである。

正解：(1) (公式テキスト) 4編－9「金融商品取引法と銀行取引」

問-2

業務上横領罪



判例の立場に従う場合、業務上横領罪に関する説明について、誤っているものは次のうちどれですか。

- (1) 勤務先の機密情報が電磁的記録(無体物)として保存されている場合、当該電磁的記録は業務上横領罪の客体とならない。
- (2) 銀行員が、顧客宅を訪問する途中、公道上に他人の財布が落ちてい
るのを見つけて、この財布を持ち去った場合、業務上横領罪は成立し
ない。
- (3) 封緘された封筒内の現金の所有権は委託者から受託者に移転するの
で、口座開設および封筒内の現金の入金を委託された受託者が委託の
趣旨に反してこれを処分しても業務上横領罪は成立しない。
- (4) 後日返済する意思があったとしても、それをもって業務上横領罪が

成立しないということにはならない。

- (5) 目的物を自己のためではなく第三者のために領得する場合であっても、業務上横領罪が成立しないことにはならない。

解答ポイント&正解

業務上横領罪の客体は、業務上占有する他人の物である（刑法253条）。横領罪（同法252条）および業務上横領罪における「物」とは財物を意味し、動産や不動産、情報を記録したフロッピーディスクなどは本罪の客体になるが、無体物である電磁的記録はその客体とはならない。したがって、(1)は正しい。

銀行員は、公道について何ら管理権限を有していない。公道上に落ちていた他人の財布を占有していることもなく、業務上横領罪は成立しない。したがって、(2)は正しい。

封緘された封筒内の現金のように特定物として委託された金銭の所有権はなお委託者に属し、受託者が委託の趣旨に反してこれを処分すると（業務上）横領罪となる。したがって、(3)は誤りであり、これが本問の正解である。

後日返済・弁償・補填する意思があっても、（業務上）横領罪の成立が認められる（大判大正12・2・7）。したがって、(4)は正しい。

また、（業務上）横領罪は、目的物を自己のために領得する意思による場合に限らず、第三者のためにする意思による場合も含まれる（最判昭和24・6・29）。したがって、(5)は正しい。

正解：(3) 公式テキスト 4編-14「横領罪」

問-3

背任罪



判例の立場に従う場合、背任罪に関する説明について、誤っているものは次のうちどれですか。

- (1) 背任罪における「他人の事務」とは、法律行為だけでなく、事実行

為に関する事務も含まれる。

- (2) 銀行員が当該銀行の内規に反し、回収見込のない融資を行った場合、背任罪に問われる可能性がある。
- (3) 背任罪には、作為による場合だけでなく、不作为による場合も含まれる。
- (4) 背任罪は、主観的要件として「自己もしくは第三者の利益を図る目的」があっても「本人に損害を加える目的」がなければ成立しない。
- (5) 判例は、横領罪が成立するときは、背任罪は成立しないと解している。

解答ポイント&正解

背任罪における「他人の事務」とは、私的事務か公的事務か、継続的なものか一時的なものかを問わず、契約締結などの法律行為だけでなく、財産管理・処分に関する事実行為も含まれる。したがって、(1)は正しい。

背任罪における「任務に背く行為」とは、本人からの信任委託の趣旨に反する行為であり、信用保証協会の職員が不当な債務保証をし、背任罪が成立するとされた事案（最決昭和58・5・24参照）のように、回収見込のない融資を行った金融機関の職員には背任罪が成立する可能性がある。したがって、(2)は正しい。

背任は、作為による場合のほか不作为による場合が含まれる。したがって、(3)は正しい。

背任罪は、「自己もしくは第三者の利益を図る目的」または「本人に損害を加える目的」の少なくともいずれかを必要とする目的犯である。したがって、(4)は誤りであり、これが本問の正解である。

判例・通説は、横領罪が成立するときは、背任罪は成立しないと解している（大判明治45・6・17）。したがって、(5)は正しい。

正解：(4) (公式テキスト) 4編-15「背任罪」